

# 第152回 地公災基金大阪府支部長（市立中学校教諭）（自殺した教諭の夫に対する遺族補償年金等の受給資格）事件

地公災基金大阪府支部長（市立中学校教諭）（自殺した教諭の夫に対する遺族補償年金等の受給資格）事件（最高裁三小 平29.3.21判決）

死亡した地方公務員の遺族の遺族補償年金受給資格につき、配偶者のうち夫には年齢に関する要件を定めているが、妻については同様の年齢要件を定めていない地方公務員災害補償法の規定が憲法14条1項に反しないとされた例

掲載誌：労判1162号5ページ

〔二審〕大阪高裁 平27. 6.19判決 労判 1125号27ページ

〔一審〕大阪地裁 平25.11.25判決 労判 1088号32ページ

※裁判例および掲載誌に関する略称については、[こちらをご覧ください](#)

## 1 事案の概要

原告X（男性）は、市立中学校の教諭であった妻が自殺し、この自殺が公務災害として認定されたため、地方公務員災害補償基金（以下「Y基金」という）の大阪府支部長（以下、Y基金と合わせて「Y基金ら」という）に対し、①地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という）に基づく遺族補償年金の支給請求をするとともに、②同年金の受給権者に該当することを支給要件とする給付（地方公務員災害補償基金業務規程〔以下「業務規程」という〕に基づく遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金）の支給申請を行った。

地公災法32条1項ただし書第1号は、遺族である夫が遺族補償年金の受給する要件として、職員死亡時に当該夫が60歳以上（ただし、同法附則7条の2第2項により、当分の間「55歳以上」とされている）であることを定めている（以下「本年齢要件」という。なお、配偶者のうち妻については、年齢に関する要件が定められていない）ところ、Y基金は、妻の死亡時に51歳であったXは上記要件を満たさないとし、上記①②につき不支給処分を行った。

Xは、遺族である夫についてのみ年齢要件を付加している地公災法32条1項ただし書第1号の規定が憲法14条1項に反すると主張し、上記不支給処分につき、審査請求等を経て、取消訴訟（本件訴訟）を提起した。

### 〔1〕本判決で認定された事実

本件では、基本的な事実関係については争いがなく、上記「事案の概要」に記載のとおり的事実が認定されている。

### 〔2〕主な争点

本件の争点は、地公災法32条1項ただし書第1号が、遺族補償年金の受給要件として、

配偶者である妻については年齢要件を定めず、配偶者のうち夫についてのみ本年齢要件を付加していることが、憲法14条1項に反するか否か、である。

## 2 判断

「所論は、地方公務員災害補償法の遺族補償年金につき、死亡した職員の妻については、当該妻が一定の年齢に達していることは受給の要件とされていないにもかかわらず、死亡した職員の夫については、当該職員の死亡の当時、当該夫が一定の年齢に達していることを受給の要件とする旨を定めている同法32条1項ただし書および附則7条の2第2項の各規定が、憲法14条1項に違反する旨をいう。

しかしながら、地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災害補償法32条1項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差および一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない。

したがって、地方公務員災害補償法32条1項ただし書および附則7条の2第2項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法14条1項に違反するということとはできない」

## 3 実務上のポイント

### 〔1〕遺族補償年金の概要

地公災法に基づく遺族補償年金制度は、公務員が公務または通勤により死亡した場合に、当該被災公務員の配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または60歳以上の者〔なお、上述のとおり、地公災法附則7条の2第2項により、当分の間は55歳以上とされている。また、一定の障害を有している場合には、このような年齢要件が課されない〕）で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していた者に対し、年金を支給する制度である（地公災法32条、33条）。

項目	内容
----	----

項目	内容										
受給権者	<p>以下のいずれかに該当する者であって、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者のうち、最優先順位の者に支給される（地公災法32条1項、3項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 妻または60歳以上若しくは一定の障害を有する（※1）夫</li> <li>2. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子または一定の障害を有する子</li> <li>3. 60歳以上または一定の障害を有する父母</li> <li>4. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫または一定の障害を有する孫</li> <li>5. 60歳以上または一定の障害を有する祖父母</li> <li>6. 18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹、60歳以上の兄弟姉妹、または、一定の障害を有する兄弟姉妹</li> <li>7. 55歳以上60歳未満の夫</li> <li>8. 55歳以上60歳未満の父母</li> <li>9. 55歳以上60歳未満の祖父母</li> <li>10. 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹</li> </ol> <p>（※1）「一定の障害を有する」とは、7級以上の障害等級の障害に該当する状態または軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障がある状態をいう（地公災法32条1項4号、地公災法施行規則29条）。以下同じ。</p>										
支給額	<p>遺族補償年金の支給額は、以下のとおり、遺族数に応じて決定される（地公災法33条1項）。</p> <table border="1" data-bbox="480 1059 1329 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 1059 951 1155">遺族数（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数）</th> <th data-bbox="951 1059 1329 1155">年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 1155 951 1216">1人</td> <td data-bbox="951 1155 1329 1216">平均給与額（※2）×153%（※3）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1216 951 1276">2人</td> <td data-bbox="951 1216 1329 1276">平均給与額×201%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1276 951 1337">3人</td> <td data-bbox="951 1276 1329 1337">平均給与額×223%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1337 951 1391">4人以上</td> <td data-bbox="951 1337 1329 1391">平均給与額×245%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※2）負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日または診断によって疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去3カ月間（その期間内に職員となった者については、その職員となった日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう（地公災法2条4項）。以下同じ。</p> <p>（※3）受給権者が55歳以上の妻または一定の障害を有する妻である場合には、平均給与額×175%</p>	遺族数（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数）	年金額	1人	平均給与額（※2）×153%（※3）	2人	平均給与額×201%	3人	平均給与額×223%	4人以上	平均給与額×245%
遺族数（受給権者および受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数）	年金額										
1人	平均給与額（※2）×153%（※3）										
2人	平均給与額×201%										
3人	平均給与額×223%										
4人以上	平均給与額×245%										

以上に加え、地公災法47条1項2号に基づく福祉事業として、遺族補償年金（または遺族補償一時金）の受給資格者に対して、①遺族特別支給金（業務規程29条の7）、②遺族特別援護金（業務規程29条の9）、③遺族特別給付金（業務規程29条の13）が支給される。

**【2】第1審から本判決までの判断内容の比較**

本件訴訟において、第1審（大阪地裁）は、遺族補償年金制度が損害賠償（補償）的な性格と社会保障的な性格を併せ持つものとした上で、本年齢要件について、地公災法立法当時の合理性については肯定しつつ、共働き世帯と専業主婦世帯の数の逆転や他の制度に係る法改正等の事情等に照らし、一般的な家庭モデルの変化を指摘し、今日における本年

年齢要件の合理性を否定した。

これに対し、第2審（大阪高裁）は、遺族補償年金制度が主として社会保障的な制度であり、損害賠償（補償）的な性格は従たるものにすぎないとの理解を前提として、女性の労働力率、非正規雇用の割合、平均賃金等のデータからして、女性については、配偶者が死亡した場合に独力で生計を維持することができなくなる可能性が男性に比して高いとして、今日においても、本年齢要件の合理性は失われないと判断した。

本判決は、遺族補償年金制度はあくまで社会保障的な制度であるとして、損害賠償（補償）的な性格には言及していない。その上で、労働力率や平均賃金等からうかがわれる妻の置かれた社会的状況に鑑み、今日においても本年齢要件の合理性は失われていないと判断したものであり、憲法14条1項の観点から重要な示唆を含むものである。

### 【3】本判決の射程

本件では、直接的には、地方公務員が公務災害によって死亡した場合に支給される地公災法上の遺族補償年金制度が問題となっている。

しかし、労働者災害補償保険法（同法16条の2第1項、昭和40年法律130号附則43条）および国家公務員災害補償法（同法16条1項）においても同様の遺族補償年金制度が存在し（対象はそれぞれ民間企業の従業員、国家公務員）、また、類似する制度として、厚生年金保険法（同法59条1項）による遺族厚生年金制度が存在する。そして、これらの制度においても、配偶者遺族のうち夫についてのみ、本件で問題になった地公災法の規定と同様の年齢要件が定められている。

本判決の理由付けは、地公災法に基づく遺族補償年金制度のみならず、上記の同種制度についても基本的に妥当するものと考えられるため、本判決の射程は、これら同種制度についても及ぶ可能性がある（ただし、厚生年金に関しては、災害補償的な性格を有するわけではないため、その趣旨との関係で、別異に解する余地も存在するものと思われる）。すなわち、本判決は、これらの同種制度において、配偶者のうち夫についてのみ年齢要件が課されていることについても、憲法14条1項に反しないと判断される可能性が高いことを示唆しており、実務上参考となる。

#### 【著者紹介】

**岩澤祐輔** いわさわ ゆうすけ 森・濱田松本法律事務所 弁護士

2013年 東京大学法学部卒業、2015年弁護士登録。

◆森・濱田松本法律事務所 <http://www.mhmjapan.com/>

#### ■ 裁判例と掲載誌

##### ①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名(1)係属裁判所(2)法廷もしくは支部名(3)判決・決定言渡日(4)判決・決定の別  
(5)掲載誌名および通巻番号(6)

(例)小倉電話局事件(1)最高裁(2)三小(3)昭43.3.12(4)判決(5)民集22巻3号(6)

##### ②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷、および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「○○地裁△△支部」のように続けて記載)

**③掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)**

刑集：『最高裁判所刑事判例集』（最高裁判所）

判時：『判例時報』（判例時報社）

判夕：『判例タイムズ』（判例タイムズ社）

民集：『最高裁判所民事判例集』（最高裁判所）

労経速：『労働経済判例速報』（経団連）

労旬：『労働法律旬報』（労働旬報社）

労判：『労働判例』（産労総合研究所）

労民集：『労働関係民事裁判例集』（最高裁判所）